

教育委員会会議の概要（令和2年6月定例会）

- ◆ 日 時 令和2年6月26日（金）午後2時00分から午後2時38分まで
- ◆ 場 所 教育局第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	花輪 公雄	出席
委 員	中村 尚子	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席
委 員	梅田 真理	出席

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議事録承認 5月定例会及び6月臨時会
- 3 議事録署名委員の指名 里村 委 員

4 報 告 事 項

（1）市議会報告について

（総務課長 説明）

里 村 委 員 学校再開後の不登校対策として、具体的な対策を取られたと思うが、この経験を次回に生かすという観点から、夏休みや冬休みも含め、日頃から対策の検討を進めていただけたらと思う。良い取り組みについては、ぜひ定着化を図っていただくとともに、対策の頻度を高めていっていただきたい。

学校教育部長 今回の中長期に及ぶ休業において、家庭と学校とで色々なやり取りを行ったことで、不登校の抑制、回避につながったと考えている。ご指摘のとおり夏休みや冬休み明けにおいても同様の事態が想定されるので、今回の経験を踏まえ、教職員の出勤との関係も配慮しつつ、長期休業中の対応についても検討をしてみたい。

花 輪 委 員 まず1ページ目、質疑はパソコンの配備スケジュールの詳細について伺うものであるが、例えば、「いつまでに一人一台確保するといった目標のもと整備を進めている」といった回答ではないことから、答弁の内容が直接的ではないように感じる。

これは、昨今、大きく報道されたエアコンの整備についても同様のことが言える。教育委員会が非常に厳しい状況の中で準備をしなければならないことが、うまく伝わっていないために指摘をされているのではないだろうか。パソコンの整備に関しても、新型コロナウイルスの感染拡大の第2波、第3波に備えた必要な対策であるが、教育委員会として具体的に目標とする時期や進捗をもっと示せばよかったと思う。

3ページの小田島久美子議員の質疑においても、「市長、教育長がメッセージを送るべき」という問いに対し、曖昧な回答になっている。

もっと、聞かれたことに対し、何をやろうとしているのか明確になるような答弁が望ましい。

副 教 育 長　　まず、パソコンの配備スケジュールについてだが、4月に入り急遽コロナ対策として国から今年度内の整備に向けた支援策等が示されたものであり、5月1日、2日の臨時会の時点では具体的なスケジュールまでお示しできるような状況ではなかった。

また、2点目の小田島久美子議員の質疑については、要約した際に分かりにくくなってしまったが、答弁の中において、市長及び教育長からのメッセージの発信を求められたものであり、改めてメッセージを送るのではなく、この答弁をもってメッセージに代えさせていただいたという理解である。

中 村 委 員　　今回の臨時休業の長期化に伴い、生活リズムの乱れなどが心配されるが、実際に不登校が増えたというような情報は入っているのか。

学 校 教 育 部 長　　現時点で、長期休業に伴い、不登校が増えたという話は聞いていない。むしろ、昨年度の4月と今年度の長期休業明けの比較では、今年度の方が少なくなっていると聞いている。

中 村 委 員　　一見元気に登校しているように見えても、学校現場では、子どもたちの生活リズムの乱れを心配する声もあったので質問したものだが、現状を聞いて安心した。

里 村 委 員　　市立学校へのエアコンの設置について、今回の資料に記載がないのは、なぜか。

総 務 企 画 部 長　　5月1日の臨時会において、「エアコンの整備の現状と今後の見通し」について質疑があったが、当時の答弁からの進展もあり、現状と異なることから、5月の臨時会における報告書の記載は割愛したものである。第2回定例会の報告書において報告することとしたい。

里 村 委 員　　本市として、昨年度からエアコン設置に向けて準備をしてきたという前向きなことがあるのだから、記録に残しておくことよと思う。

5 付 議 事 項

第17号議案 仙台市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

(教育指導課長 説明)

里 村 委 員　　今回の改正で、授業日とできる規定を設けたのは、第4条の第4号から第6号までで、なぜ、第2号の土日や第3号の学年始休業日、第7号の学年末休業日を含めなかったのか。今後何が起こるかかわからないし、休業日に授業を行うことは権利の濫用ではないと思うので、もっと自由に選択できるよう、含めてもよかったのでは

ないか。理由を伺いたい。

教育指導課長 第3号と第7号にあたる春休みについては、教職員の異動もあるため、今回の改正に含めなかったものである。

里村委員 教職員の異動は間接的には関係すると思うが、今後コロナの影響がどのように及ぶかわからない中で、例えば4月の始業時期を早めるなど、より柔軟な対応ができるようにするためにも、限定的な規定を設けることに問題はないのか。

教育指導課長 4月は教職員の異動に加え、年度初めの準備等があり、始業時期を早めることは非常に困難である。

里村委員 年度末や年度初めは、学年が変わることへの対応があるので、今回の改正には含めない方がよいということか。

次長 年度末は学校全体が指導要録の整理など、学年の締めくくりをするための事務作業が非常に多い時期である。また、4月は、教員の異動に伴い担任が代わることもあるため、非常に難しいのが現状である。今回のコロナウイルスに関連していえば、文科省より、様々な手立てを講じた上でも予定していた学習の完了が難しい場合は、複数年で遅れの解消を目指すような対応も示されているところである。

冬季休業中に授業を行っても学習の遅れを取り戻せないなど、今後の状況次第では、複数年での対応を想定していくことも必要かと思うが、まずは冬季休業日までの間で授業日を設ける形で、各学校における取り組みを進めていきたい。

里村委員 年度末や年度初めは教員の業務が多いということは理解できるが、そうであれば、今回を機会と捉え、その業務を軽減するという事は検討するべきではないか。これが難しいのであれば、年間の授業日数を減らしてでも卒業できる手立てを考えなければならぬのではないか。

教員の多忙化解消は大きなテーマである。現在、教員が抱える業務はどれも大事な仕事であるが、今回をきっかけに、思い切って業務を減らす検討をしていただきたい。

次長 各学校においては、特に学校行事の見直しや精選、行事の準備にかかる時間の削減等に取り組んでいるところである。また、通常2回の定期テストを1回に減らすなど検討を行っている学校もある。しかしながら、指導要録の作成や、新学年、あるいは進学先への引き継ぎのための資料作成等、減らせない作業もあるので、それらを見極めながら業務の縮減に取り組んでまいりたい。

花輪委員 東日本大震災の際には、こういった対応は必要なかったのか。海岸部の市町村では、本市より休業が長期化した学校があったかと思うが、どのような対応であったのか等、東日本大震災の際の対応について伺いたい。

次長 東日本大震災の際は、発災日が年度末にかかっていたこともあり、3月の臨時休業分については各学校の工夫で対応ができた。また、4月については、本市は比較的早く授業を再開できたことから、校長の裁量で休業日に授業日の一部設けるなどの対応を行ったが、今回のように長期休業期間中に授業を実施するまでの対応は必要なかった。

原案のとおり承認